

国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」 等による地域の国土強靱化の取組支援について

令和2年8月28日
内閣官房 国土強靱化推進室

市区町村の国土強靱化地域計画の策定状況

令和元年度に地域計画の策定の取組みが大きく進展した

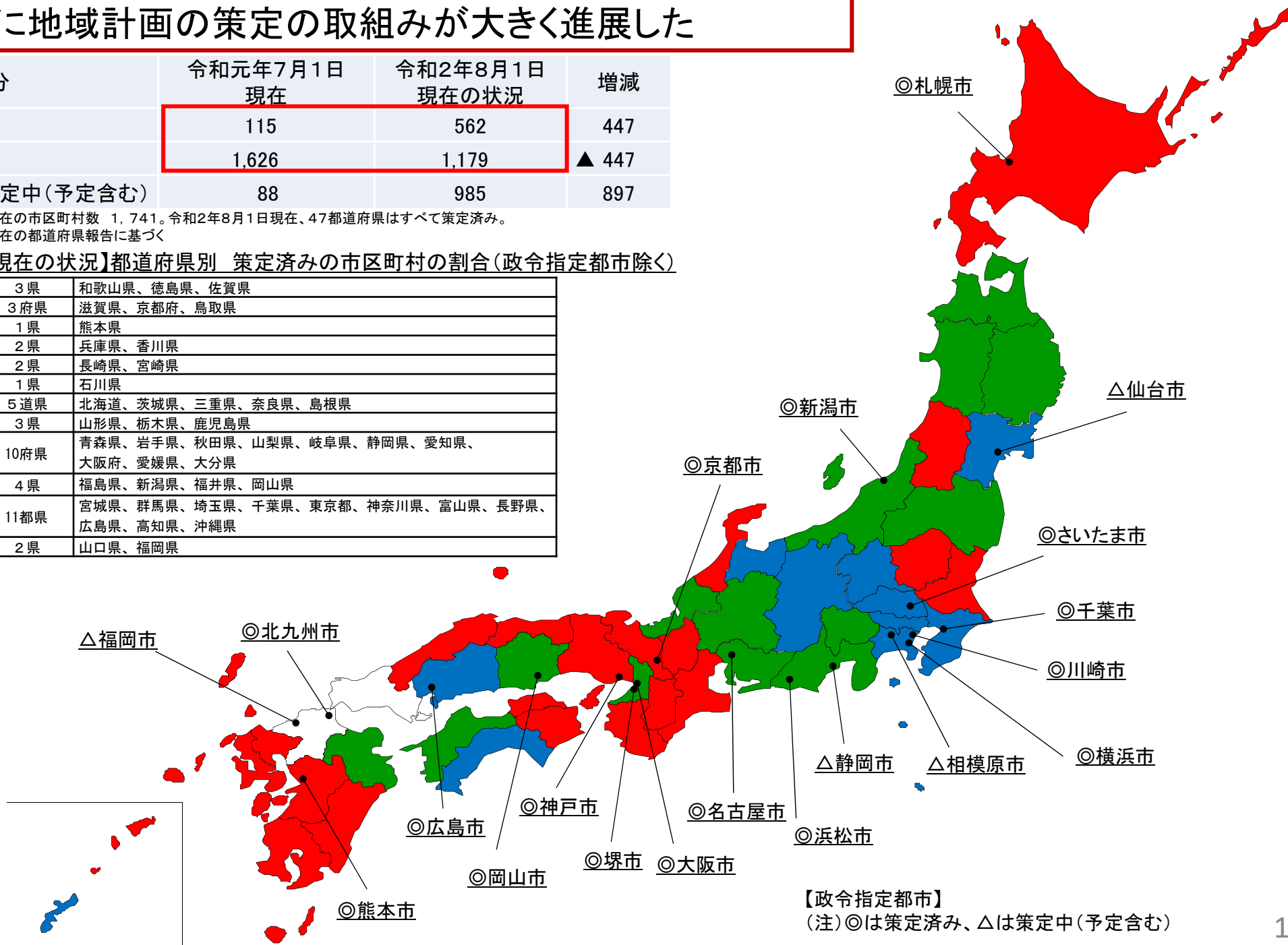
区分	令和元年7月1日 現在	令和2年8月1日 現在の状況	増減
①策定済	115	562	447
②未策定団体	1,626	1,179	▲ 447
上記②のうち、策定中(予定含む)	88	985	897

注1 令和2年8月1日現在の市区町村数 1,741。令和2年8月1日現在、47都道府県はすべて策定済み。

注2 令和2年8月1日現在の都道府県報告に基づく

【令和2年8月1日現在の状況】都道府県別 策定済みの市区町村の割合(政令指定都市除く)

100%	3県	和歌山県、徳島県、佐賀県
90%以上100%未満	3府県	滋賀県、京都府、鳥取県
80%以上90%未満	1県	熊本県
70%以上80%未満	2県	兵庫県、香川県
60%以上70%未満	2県	長崎県、宮崎県
50%以上60%未満	1県	石川県
40%以上50%未満	5道県	北海道、茨城県、三重県、奈良県、島根県
30%以上40%未満	3県	山形県、栃木県、鹿児島県
20%以上30%未満	10府県	青森県、岩手県、秋田県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、愛媛県、大分県
10%以上20%未満	4県	福島県、新潟県、福井県、岡山県
1%以上10%未満	11都県	宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、広島県、高知県、沖縄県
0%	2県	山口県、福岡県



【政令指定都市】

(注)◎は策定済み、△は策定中(予定含む)

令和2年度予算における国土強靱化地域計画に基づき実施される 取組等に対する「重点化」による地域の強靱化の支援状況

- ◆ 令和2年度は、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対し、補助金・交付金の交付判断に当たって「一定程度配慮」に加え、「重点化」(重点配分、優先採択)を行うことにより支援の充実を図り、地域の強靱化を進めている(※1)

【支援を講じる補助金・交付金数】

令和元年度：「一定程度配慮」34 → 令和2年度：「重点化」27 + 「一定程度配慮」19

- ◆ 重点化の支援をすることとした27の補助金・交付金のうち、6月までに21(※2)の補助金・交付金で重点化(重点配分、優先採択)の支援を実施しており、各地で地域の強靱化の取組、事業が進められている【詳細は別紙】

【重点化による地域の強靱化の支援例】

- 地域計画に基づき実施される道、污水处理施設、港の整備に対し、地方創生整備推進交付金において、重点配分して支援を実施
- 警察の庁舎等整備等に対し、都道府県警察施設整備費補助金の配分決定に当たって、地域計画、策定済団体によるものであることも重視した支援を実施
- 公衆無線LAN環境整備等に対し、無線システム普及支援事業費等補助金において、策定済の地域計画若しくは地域計画に関する基準に該当すれば、採択判定の際に有利となるようにして支援を実施
- 公立学校施設の整備に対し、学校施設環境改善交付金の配分等の決定に当たって、地域計画策定状況を反映して支援を実施
- 農村地域防災減災事業に対し、新規地区採択時に地域計画との整合性が図られている場合に優先的に採択し支援を実施
- 道路、港湾、河川、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、下水道、海岸、都市公園・緑地等、市街地整備、地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業等に対し、防災・安全交付金において、地域計画に基づく又は明記された事業を含む計画に対して重点配分して支援を実施

※1 ○重点化とは、交付要綱や通知等において具体的内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすること

・重点配分：通常交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際にポイントを加算するなど

・優先採択：優先的に採択する又は採択判定の際にポイント加算など有利となるようにするなど

○一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断する際に、何らかの配慮等を行うこと

※2 以下の6の補助金・交付金は、引き続き、交付決定予定【令和2年6月現在】

・無線システム普及支援事業費等補助金(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)

・無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)

・社会福祉施設等施設整備費補助金 ・次世代育成支援対策施設整備交付金 ・保育所等整備交付金

・林業・木材産業成長産業化促進対策

令和3年度予算における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等 に対する関係府省庁の支援方針(案)

- ◆ 国土強靱化をさらに推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- ◆ 令和3年度も、地方公共団体が策定する地域計画に基づき実施される取組等に対し、重点化(重点配分、優先採択)の支援を行うとともに、支援対象の追加を検討するなど、支援の充実を図る。

- 「重点化」は、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業に対して「重点配分」「優先採択」を行う
- 「重点化」、「一定程度配慮」は、さらなる追加を検討する
- 「要件化」は、市区町村の策定状況を踏まえて引き続き検討する
- 「見える化」は、「重点化」の状況について実績をとりまとめて公表する
- 以下の支援策も併せて実施する(未策定団体に対し重点的に実施)
 - 首長も対象とした出前講座等の積極的な実施
 - 国土強靱化地域計画策定ガイドラインの継続的な改善
 - 地域計画策定支援ツール(機能追加版)の提供による、地方公共団体の策定作業の支援
 - 自治体の総合計画との同時策定・一体策定、複数市町村による合同策定・共同策定の事例紹介、推奨 等